

カンキツグリーニング病

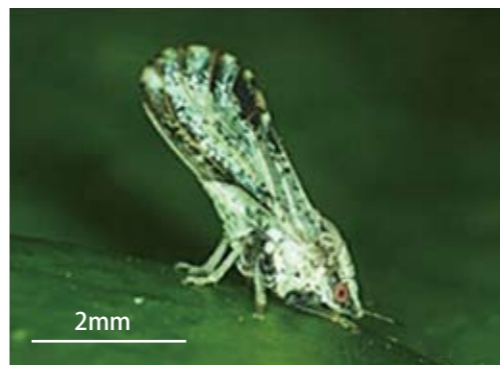
カンキツグリーニング病とは、みかんの木の病害です。一度感染した木は、治療薬(農薬)がないため、数年後には枯死してしまいます。

カンキツグリーニング病に感染すると...



枯死したみかんの木

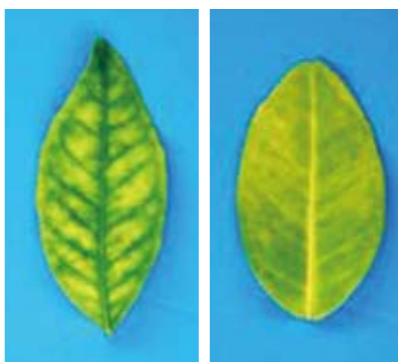
感染して間もないみかんの木



ミカンキジラミ成虫(媒介昆虫)

「カンキツグリーニング病」とは、カンキツグリーニング病は、みかん類の世界的な重要病害のひとつです。「ミカンキジラミ」という体長約四ミリの小さな虫や「接木・取木」によって伝染します。沖縄県内には、南北大東村を除くすべての市町村で発生しています。この病気がかかると、葉の黄化や退緑などの症状が出ます。この病気が、一度感染すると治す薬(農薬)がないため、数年後には枯死してしまいます。なお、本病にかかったみかんを食べる人も人体に影響はありません。

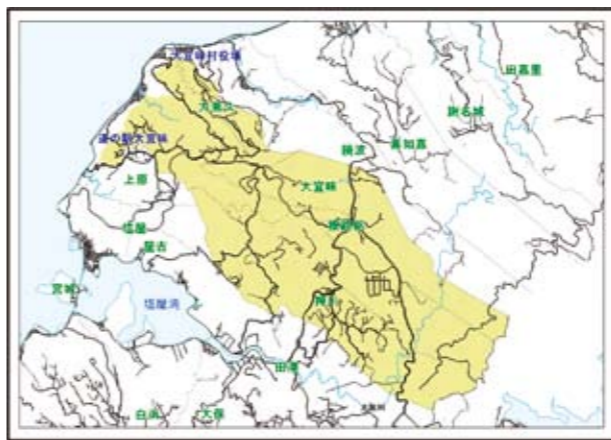
- ### 特徴的な症状
- ① 葉に黄化や退緑が見られ、次第に落葉し、枯れ枝が目立つ。
 - ② 果実が小さくなり、熟しても緑色が残る。
 - ③ 病気が進行すると、木が弱くなり、後に枯れる。
- 本病の症状は、栄養欠乏やカミキリムシ等の被害によく似ており、見ただけで判断するのは困難です。これらの症状が見られた場合、当課まで問い合わせをし、診断を受けるようお願いいたします。



黄化、退緑した葉

防除方法

この病気の感染を防ぐためには、ミカンキジラミの防除とカンキツグリーニング病にかかった木から取り木や穂木の採取をしないことが重要です。ミカンキジラミの防除は、春と秋の発生が多い時期に化学合成農薬による防除が効果的です。また、感染樹を放置すると、周囲の健全樹へ確実に感染するので、病気がかかった木は、すみやかに伐採することが最も重要です。伐採後、切り株から木が再生しても病気に感染してしまいますので、可能な限り地際部から切断、伐採処理してください。



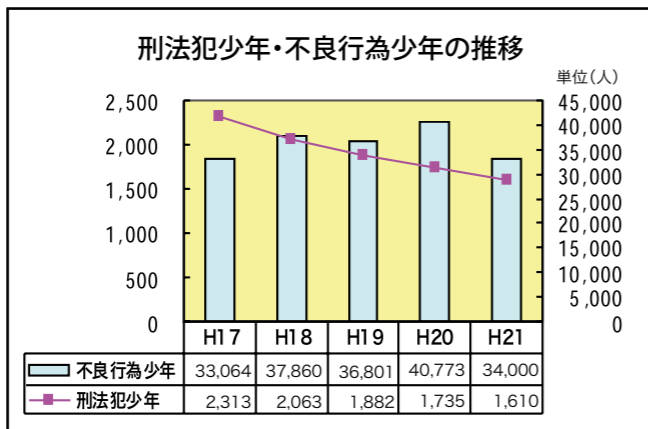
カンキツグリーニング病の発生がない地域

侵入警戒調査事業

県では、カンキツグリーニング病のまん延を防ぐため、県全域を調査し、病気を診断されています。また、大宜味村内の一部地域(押川、大兼久、大宜味、根路)は、カンキツグリーニング病の発生がないため、その地域への病気の侵入を防ぐための事業(侵入警戒調査事業)を実施しています。そのため、大宜味村内に苗や穂木を持ち込む際は、県で指定した検査が必要になります。検査の詳細は、県営農支援課、県病害虫防除技術センター、または大宜味村シークワーサー振興室までお問い合わせください。

春休み中の少年非行を防止しよう!

三月、四月は卒業、進学、就職等の環境変化による不安感や開放感から、少年の深夜はいかい・飲酒・喫煙等が増加する傾向にあります。地域全体で少年非行を防止しましょう。

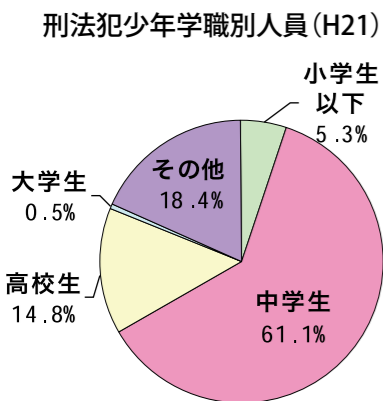


県内少年非行の現状

昨年、県内において刑法犯により検挙、補導された少年(刑法犯少年)は、六一〇人で、前年と比較して約七二%減少しています。その中でも、中学生の割合が高く、全体の六一%と半数以上を占め、平成十八年以降、六十%台の高い割合で推移しています。また、罪種別で見ると窃盗犯少年が、一三五人で全体の七〇%を占めています。そのうち住宅などに侵入し、金品を窃取する侵入窃盗犯が、一〇人で窃盗犯少年の九七%を占める等、刑法犯の低年齢化、悪質化が顕著となっています。不良行為の内訳を見ると、深夜はいかいが全体の約六割を占め、続いて喫煙、飲酒の順となっています。また補導人員総数の約七割が深夜(午後十時~午前四時)に集中しています。

春休み中の少年非行防止対策

県警察では、毎年三月中旬から四月にかけて「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策」を推進し、さまざまな強化活動に取り組んでいます。○街頭補導活動の強化 地域のボランティア団体や学校関係者と連携し、少年のたまり



出発式の様子

場となりやすい場所を重点的に補導活動を行います。○相談活動の強化 環境の変化に戸惑いを感じている少年や保護者の相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

ヤングテレホンコーナー
☎0120(276)556
受付 月~金
午前九時半~午後六時十五分

○広報啓発活動の強化 少年の規範意識高揚のための非行防止教室等を開催します。

みなさんへ
お願いしたいこと... 少年を非行や犯罪被害から守るため警察ではさまざまな活動を行っています。少年非行の原因・背景には「少年自身の問題」、「家庭の問題」、「学校の問題」、「地域社会の問題」などがあることから、警察だけではなく地域住民のみなさんの協力が不可欠です。

【子どもたちへ】
春休みだからと夜更かしせず、規則正しい生活をおくりましょう。また、外出しても寄り道せず、家族と話しあい、お手伝いをしたり、帰宅時間を決めるなど約束

ごとを決めましょう。「ちょっとだからいいか」という気持ちで非行につながります。誘われても断る勇気を持ちましょう。

【保護者の方へ】

家庭での親と子どものふれあいが少ないと、親子関係が希薄になりがちです。自分の子どもの飲酒や、喫煙に気付かなかつたり、黙認している親も見受けられます。まずは、子どもとじっくり話をしてみよう。そして、家庭が子どもにとって安心できる場所であることを伝えてください。

子どもの生活状況をよく見て、少しの変化も見逃さない親子関係を築きましょう。

【地域住民のみなさんへ】

深夜に補導される少年が多いことから、本県の少年非行の原因には「夜更かし社会」があると言われています。周りの大人がシンデレラタイムを守り、規則正しい生活を過ごすことで子どもに模範を示しましょう。また、外で知っている子どもを見かけたら一声かけるなど周りの子どもに関心を持ち、地域全体で子どもを見守るようにしましょう。



シーサー君

お問い合わせ ● 県警察本部少年課 TEL.098-862-0110 FAX.098-868-8571

お問い合わせ ● 県営農支援課 TEL.098-866-2280 FAX.098-866-2309